

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告 部課	教育長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員

令和3年7月30日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和3年7月30日（金）午前9時～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

生涯学習課 寺田課長、會主査補

3 件名

令和4年度以降における白井市民プール指定管理者の選定方法について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・対応方策に「令和4年度中に令和6年度から令和10年度までを協定期間とする指定管理料を新たに積算する。」とあるが、今回の付議で次期協定期間を5年間と決定するのか。

→令和4年度の状況で変更となる可能性があるため、現時点では期間を定めず、令和4年度中に次期協定期間の指定管理料を新たに積算することとする。

・令和4年度から令和5年度までの指定管理期間とし、その間の指定管理者を非公募としているが、現在の指定管理者を選定することについては、公平・公正の観点から疑義が残る。現在の指定管理者のみが行える客観的理由が無ければ短期間であっても公募とすべきではないか。

→令和4年度から令和5年度までの指定管理者について、公募とする。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 教育部 生涯学習課

件名	令和4年度以降における白井市民プール指定管理者の選定方法について							
現状・課題	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度及び令和3年度においては、市民プールの営業を中止とした。</p> <p>市民プール指定管理は平成29年度から令和3年度までの協定となっており、令和4年度から令和8年度までの新たな指定管理に伴う指定管理料は、5年間で136,805,000円となっている。(議決済み債務負担行為上限。1年度あたり27,361,000円)</p> <p>しかしながら、新たな指定管理に伴う指定管理料の積算時の想定を超え新型コロナウイルス感染拡大の影響が続いている現状において、改めて令和4年度以降の市民プール指定管理について、営業の方向性を検討する必要が生じている。</p>							
付議事案	目的	ワクチン接種の推進等による感染状況の変化が見通せないため、市民プール指定管理料の積算に必要な期間を確保する。						
	対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度からの新たな指定管理を2年間(令和4年度から令和5年度まで)と限定し、令和6年度から令和10年度までの市民プールにおける指定管理の方法を精査する期間とする。 ※指定管理募集期間を考慮し、1年間ではなく2年間としたい。 令和4年度から令和5年度までの市民プール指定管理者を公募せず、現在の指定管理者を選定したい旨を指定管理者選定審査会に諮り、書類確認、プレゼンテーション審査合格後に議会へ上程する。 議決済み債務負担行為予算額を減額補正し、令和4年度中に令和6年度から令和10年度までを協定期間とする指定管理料を新たに積算する。 						
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度から令和5年度までの指定管理とすることの可否 令和4年度から令和5年度までの市民プール営業方法の方針(別紙) 非公募とし、現在の指定管理者を選定審査会へ諮ることの可否 							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>部内会議:非公募とした場合、その理由を説明できるように整理しておくこと。</p> <p>※非公募理由:令和6年度から令和10年度までの指定管理料を積算するにあたり、現在の指定管理料との比較検討を行う必要があること、2年間という短期間であること及び感染状況に応じた仕様変更等に対応できる安定的な体制が必要であるため。</p>							
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 9月1日～9月30日 指定管理者提案書受付期間 10月中旬まで 指定管理者選定審査会 10月下旬 選定審査会答申、議案検討(指定管理者選定、債務負担行為減額補正) 							
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	無			報道発表	無		
	議会説明	有	9月議員全員協議会		広報・HP等	無		
	市民参加	無						
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで							
参考情報	関係法令等	白井市民プールの設置及び管理に関する条例						
	関係課							
	事業費	136,805 千円 (うち特定財源) 千円						
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	学習・教育	手段

令和4年度から令和5年度までの市民プール営業方法の方針（案）

ワクチン接種の推進等による新型コロナウイルス感染状況の変化が見通せないため、市民プール指定管理料の積算に必要な期間を確保するため、次期指定管理期間を令和4年度から令和5年度までとしたい。

その際の市民プール営業方法として生涯学習課で検討した結果、下記の案を付議する。

記

生涯学習課案

- ・感染状況を注視しながら、人数制限や入替制を行わない従前と同じ方法で営業し、従業員の健康チェック、マスクの着用、消毒の実施、健康観察カードの記入等の対策を講じる。
- ・これらの対策で対応できない感染状況であれば、補償を行い営業中止とする。
- ・令和4年度の利用状況等を踏まえ、令和6年度以降の営業方法を検討し、それに伴う指定管理料を積算し、令和5年度に指定管理者の選定を行う。

メリット：感染対策コストの増加が少ない。

デメリット：感染リスクの低減が少ない。

その他案①

- ・上記の案に加え、市内在住限定、事前予約と午前午後入替制による人数制限（500人×2＝1,000人）、飲食・物販の制限等の対策を講じて営業する。

メリット：感染リスクを低減できる。（ゼロにはならない）

デメリット：利用料収入が減少し、感染対策コストが増加するため、指定管理料が概算で1年度あたり25,000千円増加する。

27,361千円＋25,000千円＝52,361千円（1年度あたり）

その他案②

- ・感染が収束するまで営業を中止する。
（収束＝緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が近隣市も含めて発令されていない、新たな感染者が少数、等）

メリット：感染リスクが無い

デメリット：営業中止であるが、指定管理料を支出することとなる。

補償額相当を指定管理料に上乘せしない限り、指定管理者の利益が生じないため、指定管理者のなり手がいない。